

○金融庁における政策評価に関する基本計画 新旧対照表

新	旧
<p>「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号、以下「法」という。)第 6 条第 1 項に基づき、また、「政策評価に関する基本方針」(平成 17 年 12 月 16 日閣議決定)を踏まえ、金融庁における政策評価に関する基本計画を以下のように定める。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <b>政策評価の実施に関する方針</b>            (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 政策評価の方式  <u>金融庁において実施する政策評価の評価方式は、次の 3 方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。</u>            ①~③ (略)</p> <p>3. ~ 4. (略)</p> <p>5. <b>事前評価の実施に関する事項</b>            (1) 事前評価の方式  <u>金融庁において実施する事前評価は、事業評価方式を基本とする。ただし、(2)②については「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」(平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承)等に、また、(2)③については「租税特別措置等(注)に係る政策評価の実施に関するガイドライン」(平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承。以下「租税特別措置等に係るガイドライン」という。)等に基づき実施する。</u></p> <p><u>(注)「租税特別措置等」とは、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等をいう。以下同じ。</u></p> <p>(2) 評価の対象            ①~② (略)</p>	<p>「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律第 86 号、以下「法」という。)第 6 条第 1 項に基づき、また、「政策評価に関する基本方針」(平成 17 年 12 月 16 日閣議決定)を踏まえ、金融庁における政策評価に関する基本計画を以下のように定める。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <b>政策評価の実施に関する方針</b>            (1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 政策評価の方式  <u>金融庁において実施する政策評価の評価方式は、次の 3 方式を基本とする。</u>            ①~③ (略)</p> <p>3. ~ 4. (略)</p> <p>5. <b>事前評価の実施に関する事項</b>            (1) 事前評価の方式  <u>金融庁において実施する事前評価は、事業評価方式を基本とし、②については「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」(平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承)等に基づき実施する。</u>            (新設)</p> <p>(2) 評価の対象            ①~② (略)</p>

<p>③ <u>法第9条及び施行令第3条第7号及び第8号に該当する政策(租税特別措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税関係の措置の新設、拡充及び延長を目的とする政策)</u></p> <p>④ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業(①を除く)</p> <p>⑤ ①に準ずるもので、社会的影響の大きい政策</p> <p>(3) 取組み方針</p> <p>評価は、事業を実施する、あるいは規制の新設等をする事前の時点で実施する。</p> <p>事業の事前評価に際しては、当該事業の実施により予測される効果とそのため必要となる費用について検討を行い、「3. 政策評価の観点に関する事項」に規定する必要性の観点、効率性の観点及び有効性の観点からの評価を行うほか、必要に応じ公平性の観点や優先性の観点からの評価を行うものとする。</p> <p>規制の事前評価は、規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するものであることから、その実施に際しては、規制の新設又は改廃の可否や規制の具体的な内容やその程度についての検討に資するよう分析を行うものとする。</p> <p><u>租税特別措置等に係る政策の事前評価は、租税特別措置等の透明化を図るために、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析を行うものとする。</u></p> <p>なお、事前評価の方法が開発されていない政策については、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進め、その状況を踏まえつつ評価の実施に向け積極的に取り組むものとする。</p> <p>6. 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項</p> <p>(1) 事後評価の方式</p> <p>金融庁において実施する事後評価は、実績評価方式、事業評価方式、及び総合評価方式を基本とする。<u>ただし、法第9条及び施行令第3条第7号に該当する政策については、租税特別措置等に係るガイドライン等に基づき実施する。</u></p> <p>(2) ~ (5) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>③ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業(①を除く)</p> <p>④ ①に準ずるもので、社会的影響の大きい政策</p> <p>(3) 取組み方針</p> <p>評価は、事業を実施する、あるいは規制の新設等をする事前の時点で実施する。</p> <p>事業の事前評価に際しては、当該事業の実施により予測される効果とそのため必要となる費用について検討を行い、「3. 政策評価の観点に関する事項」に規定する必要性の観点、効率性の観点及び有効性の観点からの評価を行うほか、必要に応じ公平性の観点や優先性の観点からの評価を行うものとする。</p> <p>規制の事前評価は、規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するものであることから、その実施に際しては、規制の新設又は改廃の可否や規制の具体的な内容やその程度についての検討に資するよう分析を行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>なお、事前評価の方法が開発されていない政策については、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進め、その状況を踏まえつつ評価の実施に向け積極的に取り組むものとする。</p> <p>6. 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項</p> <p>(1) 事後評価の方式</p> <p>金融庁において実施する事後評価は、実績評価方式、事業評価方式、及び総合評価方式を基本とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) ~ (5) (略)</p>
--	--

<p>(6) <u>租税特別措置等に係る政策の事後評価</u></p> <p>① <u>評価の対象</u>  <u>法第9条及び施行令第3条第7号に該当する政策を対象とする。</u></p> <p>② <u>取組み方針</u>  <u>租税特別措置等に係る政策の事後評価は、租税特別措置等の透明化を図るために、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析を行うものとする。</u></p> <p>7. ~ 11. (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>7. ~ 11. (略)</p>
--	---------------------------------